

大分県報

平成三十一年
号外（一七）
三月二十一日

（木曜日）

目次

選挙管理委員会告示

- 大分県知事の任期満了による選挙の期日……………一
- 大分県知事選挙に用いる記号式投票用紙の規格及び刷色……………一
- 大分県知事選挙に用いる期日前投票用紙等の様式……………一
- 大分県知事選挙に用いる不在者投票用封筒等に押すべき印……………二
- 大分県知事選挙に用いる不在者投票用封筒に押すべき印の押印の方法……………二
- 大分県知事選挙において期日前投票記載場所及び不在者投票記載場所に掲示する候補者氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時……………二
- 大分県知事選挙において選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額等……………二
- 大分県知事選挙における政治活動用ポスターの確認の方法……………三
- 大分県知事選挙における選挙運動用ビラに貼る証紙の様式……………三
- 大分県知事選挙における選挙公報の掲載文の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時……………三
- 大分県知事選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時……………四
- 大分県知事選挙における選挙長及び選挙長職務代理者の選任……………四
- 大分県知事選挙において選挙長が候補者の届出等に関する事務を行う場所……………四
- 大分県知事選挙における選挙会の場所及び日時……………四

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第十六号

大分県知事の任期満了による選挙の期日は、次のとおりである。

平成三十一年三月二十一日

平成三十一年四月七日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

大分県選挙管理委員会告示第十七号

平成三十一年四月七日執行の大分県知事選挙に用いる記号式投票用紙の規格及び刷色を次のとおり定めた。

平成三十一年三月二十一日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 規格

- 1 候補者が二人又は三人の場合
 - 縦 九センチメートル
 - 横 十三センチメートル
- 2 候補者が四人又は五人の場合
 - 縦 九センチメートル
 - 横 十五・二センチメートル
- 3 候補者が六人以上の場合
 - 縦 九センチメートル
 - 横 十五・二センチメートルに候補者が一人増すごとに一・八センチメートルを加える。
- 二 刷色

白地に黒色のインクで印刷する。

大分県選挙管理委員会告示第十八号

平成三十一年四月七日執行の大分県知事選挙に用いる期日前投票用紙、不在者投票用紙及び点字投票用紙の様式を次のとおり定めた。

平成三十一年三月二十一日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

平成三十一年四月七日執行

大分県知事選挙投票



注意

- 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
- 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

選委印
県理之
分管会
大挙員

候補者氏名

備考

- 一 用紙は白色とし、黒色のインクで印刷する。
- 二 大きさは、縦十三センチメートル、横九センチメートルとする。
- 三 「大分県選挙管理委員会之印」は、刷込み式とする。
- 四 点字投票である旨の表示は、その旨を印刷しておく方法（ただし、印刷にかえて印章を押す方法によることもできる。）とする。
- 五 点字投票用紙に表示する選挙の種類は、「ちじ」とする。

大分県選挙管理委員会告示第十九号

平成三十一年四月七日執行の大分県知事選挙に用いる不在者投票用封筒及び仮投票用封筒に押すべき印を次のとおり定めた。

平成三十一年三月二十一日

- 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣
- 不在者投票用封筒 大分県選挙管理委員会の印
- 仮投票用封筒 市（町）（村）選挙管理委員会の印

大分県選挙管理委員会告示第二十号

平成三十一年四月七日執行の大分県知事選挙に用いる不在者投票用封筒に押すべき印の方法を次のとおり定めた。

平成三十一年三月二十一日

- 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣
- 大分県選挙管理委員会の印の刷込み式

大分県選挙管理委員会告示第二十一号

平成三十一年四月七日執行の大分県知事選挙において、期日前投票記載場所及び不在者投票記載場所に掲示する候補者氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成三十一年三月二十一日

- 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣
- 場所 大分市大手町三丁目一番一号
- 大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室
- 二 日時 平成三十一年三月二十一日十七時二十分

大分県選挙管理委員会告示第二十二号

平成三十一年四月七日執行の大分県知事選挙において、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額、選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第九十七条の二第二項の規定により報酬を支給することができる者に限る。）に対し支給することができる報酬の最高額を次のとおり定めた。

平成三十一年三月二十一日

- 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣
- 選挙運動に従事する者一人に対し支給することができる実費弁償の額
- 1 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
- 2 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
- 3 車賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
- 4 宿泊料（食事料二食分を含む。） 一夜につき一万二千元
- 5 弁当料 一食につき千円、一日につき三千円
- 6 茶菓料 一日につき五百円
- 二 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる報酬の額

1 基本日額 一万円

2 超過勤務手当 一日につき1の額の五割

三 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる実費弁償の額

1 鉄道賃、船賃及び車賃 それぞれ一の1、2及び3に掲げる額

2 宿泊料（食事を除く。） 一夜につき一万円

四 選挙運動に従事する者（公職選挙法第九十七条の二第二項の規定により報酬を支給することができない者に限る。）一人に対し支給することができる報酬の額

1 選挙運動のために使用する事務員 一日につき一万円

2 専ら選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者 一日につき一万五千円

3 専ら手話通訳のために使用する者 一日につき一万五千円

4 専ら要約筆記のために使用する者 一日につき一万五千円

大分県選挙管理委員会告示第二十三号

平成三十一年四月七日執行の大分県知事選挙における政治活動用ポスターの確認の方法を次のとおり定めた。

平成三十一年三月二十一日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 確認の方法

証紙を交付することにより行う。

二 交付する証紙の様式

平 成 3 1 年 4 月 7 日 執 行
大 分 県 知 事 選 挙
第 区
政 治 番 号 活 動 員 会
大 分 県 選 挙 管 理 委 員 会

備考

一 「第 区」には、衆議院（小選挙区選出）議員の大分県の選挙区の番号を記載し、「番号」には一連番号を記載するものとする。

二 用紙は、特別の紙質、模様、すかし等を用いることができるものとする。

大分県選挙管理委員会告示第二十四号

平成三十一年四月七日執行の大分県知事選挙における選挙運動用ピラに貼る証紙の様式を次のとおり定めた。

平成三十一年三月二十一日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

行 挙	管
執 選	管
年 事	選
1 知 用	選
3 県 動	選
成 分	選
平 大	選

備考

一 「番号」には、候補者の届出順位を記載するものとする。

二 用紙は、特別の紙質、模様、すかし等を用いることができるものとする。

大分県選挙管理委員会告示第二十五号

平成三十一年四月七日執行の大分県知事選挙における選挙公報の掲載文の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成三十一年三月二十一日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 場所 大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室

二 日時 平成三十一年三月二十二日十七時二十分

大分県選挙管理委員会告示第二十六号

平成三十一年四月七日執行の大分県知事選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成三十一年三月二十一日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 場所 大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室

二 日時 平成三十一年三月二十一日十七時四十分

大分県選挙管理委員会告示第二十七号

平成三十一年四月七日執行の大分県知事選挙における選挙長及び選挙長職務代理者として選任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成三十一年三月二十一日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

区 分

住 所

氏 名

選 挙 長

日田市淡窓一丁目四番四八号

一 木 俊 廣

選挙長職務代理者

大分市公園通り一丁目一〇番地の五

塩 月 裕 士

大分県選挙管理委員会告示第二十八号

平成三十一年四月七日執行の大分県知事選挙において、選挙長が候補者の届出等に関する事務を行う場所は、次のとおりである。

平成三十一年三月二十一日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

三月二十一日

大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎本館二階 正庁ホール

三月二十二日以後

大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎本館五階 大分県総務部市町村振興課内

大分県選挙管理委員会告示第二十九号

平成三十一年四月七日執行の大分県知事選挙における選挙会の場所及び日時は、次のとおりである。

平成三十一年三月二十一日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 場所 大分市大手町三丁目一番一号

大分県庁舎本館五階 大分県選挙管理委員会室

二 日時 平成三十一年四月十日午前九時三十分